

国地契第 85 号
平成 15 年 2 月 10 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号
国官技第 273 号
国営計第 129 号
国営整第 155 号
国北予第 14 号

各地方整備局総務部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長

低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額について

国土交通省直轄工事における契約の保証の額については、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊「工事請負契約書」及び「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省会発第 365 号、建設省厚契発第 30 号）において規定されているところであるが、予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）を受けた者との契約に関しては、当分の間、左記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、一般競争入札対象工事（低入札価格調査制度調査対象工事を含む。）については、引き続き、「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」（平成 13 年 11 月 30 日付け国地契第 36 号）により取り扱われたい。

記

I. 「工事請負契約書」

第 4 条第 3 項中「請負代金額の 10 分の 1 以上」を「請負代金額の 10 分の 3 以上」に読み替える。

第 4 条第 6 項中「請負代金額の 10 分の 1」を「請負代金額の 10 分の 3」に読み替える。

第 54 条第 2 項中「請負代金額の 10 分の 1」を「請負代金額の 10 分の 3」に読み替える。

II. 「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」

記中「請負代金額の 10 分の 1」を「請負代金額の 10 分の 3」に読み替える。

記 5 中「請負代金額の 100 分の 5」を「請負代金額の 100 分の 15」に読み替える。

III. 入札前の周知

指名通知及び工事希望型指名競争入札にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料（以下「契約の申込みの誘引」という。）において、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする旨を明記するものとする。

また、「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」別添 3 中「請負代金額の 10 分の 1」を「請負代金額の 10 分の 1（但し、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3）」に読み替える。

附 則

- 1 この通達は、平成 15 年 2 月 14 日から施行する。
- 2 この通達は、この通達の施行の日以前に契約の申込みの誘引を行うものについては適用しない。